

2024年7月22日

各位

会社名 株式会社フォーサイド  
代表者名 代表取締役 大島 正人  
(東証スタンダード・コード2330)  
問合せ先 常務取締役 飯田 潔  
電 話 03-6262-1056

### 第三者割当による第11回新株予約権（行使価額修正条項付）の 払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年7月5日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において決議した、EVO FUND（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第11回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、同年7月22日に発行価額の総額（1,020,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2024年7月5日公表の「株式会社エムの株式の取得（子会社化）及び新たな事業の開始、第三者割当による第11回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第1回無担保社債（私募債）の発行並びに新株予約権の買取契約（コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

#### <本新株予約権の概要>

(1) 割当日	2024年7月22日
(2) 発行新株予約権数	60,000個
(3) 発行価額	総額1,020,000円（新株予約権1個当たり17円）
(4) 当該発行による潜在株式数	6,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は114.5円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は6,000,000株であります。
(5) 資金調達額	1,335,220,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は223.2円とします。 本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、以後3取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）が経過する毎に修正されます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して3取引日目の日の翌取引日（以下「修正日」といいます。）に、①修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の97.5%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り捨てた額、又は②修正日の直前取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額のいずれか高い金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生し

	た場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。
(7) 募集又は割当て方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を割当先に割り当てます。
(8) 権利行使期間	2024年7月23日(当日を含みます。)から2025年7月22日(当日を含みます。)までとします。
(9) その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記「【ご参考】」に記載する行使コミット条項、及び割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本新株予約権の買取契約を締結しております。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は変動します。加えて、上記資金調達額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

#### 【ご参考】

##### ※本新株予約権(コミット・イシュー)の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(6,000,000株)をあらかじめ定め、本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として2024年10月31日までの期間中に、割当先が必ず本新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。かかる「全部コミット」が本新株予約権の特徴であり、その概要は下記のとおりとなります。

	第11回新株予約権
発行数	60,000個
発行価額の総額	1,020,000円
行使価額の総額	1,339,200,000円(注)
行使価額	① 修正日に先立つ3連続取引日における終値平均値の97.5%に相当する金額か、又は②修正日の直前取引日における終値の90%に相当する金額のいずれか高い金額
全部コミット	2024年10月31日までの期間における本新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット
下限行使価額	114.5円 (発行決議日直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額)

(注1) 上記行使価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

(注2) 本新株予約権には取得条項が付されているため、将来的には、当社の選択により、本新株予約権を取得・消却する可能性があります。

以上